

別 紙

令和3年度 第6回特定教育・保育施設長会議に係る意見等回答用紙

下野市健康福祉部こども福祉課 あて

特定教育・保育施設長

施設名

氏 名

連絡先

ご意見等ございましたら下記にご記入ください

1 資料2について（内木会からの報告）

- ・ 認可前からR4.4から新園舎新築、保育として園児を募集しようとした責任はどうなるのか。
- ・ 本件は県が認可する前から工期が伸びたとか埋設面があつただけを問題とする事柄なのか。
- ・ 認可が適当かどうかの市の意見はないのか。
あるいは、市の子育て会議無礼の独走は違法に対する見解はないのか。
- ・ 移転移行の申請前に先行している工事であるところそもそも当該申請が違法。
- ・ 電柱の移設とは何か。
候補地は電柱の移設に長期間かかるような土地だったのか。なぜこんな土地を選定したのか。
- ・ この土地を選んだ背景事情は何か。
そもそも薬師寺保育園から遠すぎ、かつ問題の土地を選んだ理由。
- ・ 埋設物＝埋設物とは何か（明らかにできない性質のものなのか）。移転先としての適当性？
- ・ 着工しさえすれば、後から問題があっても申請がおりないと踏んで進めたことの弊害が現実化した
- ・ 報告に対し市としてどう対処するのか（新年度受入れ児童の調整？）
- ・ R3.10.25四者会議における内木会の定員枠問題が触れられていない。
- ・ こんな報告の受けっぱなしで行政として大丈夫なのか。

2 資料3について（新年度利用定員）

- ・ この利用定員一覧は何に使われるのか？
- ・ この利用定員で県プランのR4年度提供体制プランを既に上回っており（栃木県R2.3 栃木子ども・子育てプラン）、ここからさらに「薬師寺保育園」の認可定員を+50名増員させる必要は全くない。にもかかわらず、薬師寺保育園を認定子ども園として移転、移行させるつもりなのか。
- ・ 「薬師寺保育園」 R3.4月当時の利用定員=50名（R4年度の下野市保育園・子ども園入園案内（保育2・3号認定用））、本年度の利用定員=60名（認可定員数）に勝手に増やしているがこれは移転移行を市が越権で決めたことか。

3 資料4について

- ・ 当該進め方の位置づけ、拘束力。
- ・ 進め方を設定することになった理由。
- ・ 内木会には、増やすだけ増やさせて以降は慎重にというのは行政の権限外若しくは濫用であり許されない。
- ・ 2項 子ども子育て会議の意見聴取事項は法律で決まっている。
- ・ 3項 内木会の一件ではどういう進行をしたのか。内木会を認可せずと白紙に戻してから言うこと。
- ・ 現在起きている内木会の件についてはどう対処するのか 四者会議で話し合うとなつてはいるのに全く行ってないので、内木会申請の認可は早急に撤回せよ

※ご意見は、令和4年3月4日（金）までにメール等によりご提出ください。

(FAX : 0285-32-8603 メール : kodomofukushi@city.shimotsuke.lg.jp)